

海南市立北野上小学校いじめ防止基本方針

平成26年 3月 5日 作成

平成29年 9月 1日 改訂

令和 6年 5月 1日 改訂

目 次

- 1 はじめに
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの理解
 - (1)いじめに見られる集団構造
 - (2)いじめの態様
- 4 いじめの防止等の取組
 - (1)いじめの防止等の対策のための組織
 - (2)未然防止
 - ア 道徳教育と体験活動等の充実
 - イ 学級活動・児童会活動等の活性化
 - ウ 児童の人権意識の向上
 - エ 授業づくりの改善と工夫
 - オ 開かれた学校づくり
 - カ インターネット上のいじめの防止
 - (3)早期発見
 - ア 定期的なアンケート調査等の実施
 - イ 教育相談体制の充実
 - (4)早期対応
 - ア 安全確保
 - イ 事実確認
 - ウ 指導・支援・助言
 - エ 情報提供
 - オ 関係機関との連携
 - カ インターネット上のいじめへの対処
 - キ 継続的な指導・支援
 - ク いじめの解消
 - ケ 加害児童への対応
 - (5)家庭・地域との連携
 - (6)教職員の資質と能力の向上
 - (7)取組内容の点検・評価
- 5 重大事態への対処
 - (1)重大事態の判断と報告
 - (2)重大事態の調査の実施と結果の提供

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれのある行為であり、本校を含めた全ての学校で起こりうるものである。

北野上小学校では、平成25年6月に制定された「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という。）と、国・和歌山県・海南市の「いじめ防止基本方針」（以下、「基本方針」という。）をふまえ、保護者や地域の方々、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的に「いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処」（以下、「いじめの防止等」という。）を総合的・効果的に推進するために、「海南市立北野上小学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という。）を作成する。

2 いじめの定義

【法第2条(定義)】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの定義は、法第2条で上記のように規定されており、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行うことが国の「基本方針」で示されている。

この定義は、文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、平成18年度以降示されている「『いじめ』とは、『当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。』とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」と基本的に同様のものであり、それはこれまで本校が「いじめ」の判断基準としてきたものである。

また、いじめの認知については、国の「基本方針」に示された次の事項に留意して行うこととされているが、平成29年3月14日の改定によって、「けんかは除く」とされていたものが、「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する」とされたことに、十分留意するものとする。

◆「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾・スポーツクラブなど当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指すこと。

◆「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味すること。

◆けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生しているため、背景にある事情の調査を行い児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること。

◆インターネット上で誹謗中傷された児童が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った児童が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとること。

※いじめ防止等のための基本的な方針

【平成25年10月11日 文部科学大臣決定（最終改定 平成29年3月14日）】参考

3 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。平成28年6月に公表された国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、「暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)」について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

いじめに気付くためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、次に掲げるいじめに見られる集団構造やいじめの態様について理解することが必要である。

(1)いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬふりをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在となる。

また、仲が良く見える集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要している場合があるなど、周囲の者からは見えにくい構造がある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、「SNS」という。）でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

(2)いじめの態様

いじめは、冷やかしからかい、悪口など、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要などがある。たとえ、冷やかしからかいなど、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになりうる。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合があることから、いじめを受けた児童生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、国の「基本方針」に示された次のような例を参考にしながら判断するものとする。

《暴力を伴うもの》

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする など

《暴力を伴わないもの》

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 金品をたかられる
- 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ノートや教科書、机などに落書きをされる

4 いじめの防止等の取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に組織的に対応するため、学校長が任命した構成員からなる、北野上小学校いじめ防止対策会議(以下、「いじめ対策会議」という。)を設置する。

いじめ対策会議の構成は次の通りとする。

- ・校長、教頭、生徒指導担当教員、人権教育担当教員、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等

いじめ対策会議は、国の「基本方針」に示された次の役割を担う。

○学校基本方針に基づく取組の実施や検証・修正の中核としての役割

○いじめの相談・通報の窓口としての役割

○いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめの疑いに関する情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係する児童等への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割 など

(2) 未然防止

いじめの防止のため、教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは絶対に許されない行為である」「いじめは卑怯な行為である」ことへの理解を促し、人権尊重精神の涵養を目的とする教育活動を行うとともに、以下の内容に留意しながら児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

ア 道徳教育と体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、児童に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度の醸成を図るため、道徳教育の充実を図る。また、ボランティア活動、異年齢集団での活動など、他者と深く関わる体験を重ね、児童の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 学級活動・児童会活動等の活性化

学級活動などで互いの意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、児童のコミュニケーション能力や自己有用感などを高める。

児童が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

ウ 児童の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為であることを踏まえ、児童に人権に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自他の大切さを認める態度、行動力を育成する。また、一人一人が大切にされ、安全・安心が確保される環境づくりに努める。

エ 授業づくりの改善と工夫

学習規律を大切にし、児童がわかる、できる喜びや実感を得られるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。

オ 開かれた学校づくり

いじめの防止等について、保護者への周知と定期的な情報交換に努めるとともに、学校評議

員・学校関係者評価委員や“ななさと共育コミュニティ”の協力を得て、いじめ防止のために家庭と地域が相互に協力できる関係づくりを進める。

カ インターネット上のいじめの防止

児童に対し、SNSなどを含むインターネット上の不適切な書き込みなどが重大な人権侵害行為になることを十分に指導するとともに、外部の専門家などを招いてインターネットの利用のマナーやモラルについて学習する機会を設ける。また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくりなどに関する重要性の周知徹底を図る。

(3) 早期発見

いじめの早期発見は、問題の複雑化・深刻化を防ぎ、早期の解決を容易にすることにつながる。また、いじめの発生時に学校の対応をあらかじめ示すことが必要となる。日頃から児童を見守り、信頼関係の構築に努めるとともに、児童が示すささいな変化や兆候を見逃さないようにし、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

ア 定期的なアンケート調査等の実施

「いじめアンケート」を年3回【5月、11月、2月】（面接と合わせて）、「たのしい学校生活を送るためのアンケート Q-U」を年1回【10月】実施する。アンケートの実施に当たっては、回答の時間を十分に確保し、「記名」で行うとともに、回収する際は、学級担任に直接提出するなど、児童が自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。

学級担任等は、アンケート調査の結果について気になる記述、本人・保護者等の訴え、児童の様子で気になる場面等があった場合、いじめ対策会議に報告し、個人面談等により直接聞き取り調査を実施する等、実態把握のための組織的かつ迅速に対応する。

また、日常取り組んでいる個人ノートや生活ノート、学級担任と児童の間で交わされる日記なども活用する。

イ 教育相談体制の充実

アンケート結果に被侵害行為などの訴えがあった場合は、個別に事情を聞き、保護者と連携を図りながら対応を行う。また、スクールカウンセラーなどを活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える。

(4) 早期対応

いじめを認知した場合、次のア～ケに留意して、いじめ対策会議が中心となって、迅速・適切に対処する。

ア 安全確保

いじめを認知した場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を直ちに確保する。

イ 事実確認

いじめを認知した場合や、児童がいじめを受けていると疑われる場合は、いじめの事実の有無を直ちに確認する。

ウ 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、いじめを直ちに止めさせ、その再発を防止するため、スクールカウンセラーなどの協力を得ながら、複数の教職員等によって、いじめを受けた

児童やその保護者への支援、いじめを行った児童への指導や保護者への助言を継続的に行い、対応内容を記録として残す。

エ 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者に必要に応じて提供する。

オ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害児童と保護者の意向に配慮しつつ、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。特に、児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。なお、児童の安全確保と犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる場合は、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、児童相談所や青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

カ インターネット上のいじめへの対処

インターネット上に不適切な書き込み等を行っている場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該児童と保護者の了解を得て、プロバイダに削除を要請する。なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除を要請する前に警察に通報・相談する。

キ 継続的な指導・支援

いじめ対策会議を定期的に行い、児童の人間関係を継続的に把握する。いじめを受けた児童については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感などが回復できるよう支援する。

また、いじめを行った児童については、その背景にある原因やストレス等を取り除けるように支援し、相手を思いやる感情や規範意識を向上できるよう粘り強く指導するとともに、当該児童の保護者と連絡を取り合い、家庭での様子や児童の言動を継続的に把握する。

ク いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安に）継続していること。ただし、いじめの被害の重要性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

②いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

ケ 加害児童への対応

いじめに関与した加害児童に対して、個々の成長支援を継続的に行う。

(5) 家庭・地域との連携

保護者や地域の方々との信頼関係を強め、家庭や地域での児童の様子を気軽に相談できる体制の整備を進める。また、いじめの防止等の取組について、PTA総会や学級懇談会・個別面談などの

機会に、必要に応じて情報交換を行い、学校行事への参加や連携した街頭指導を通じて、校外での児童の様子を把握に努める。

(6) 教職員の資質と能力の向上

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、全ての教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に取り組む資質と能力を身に付けられるよう、県教育委員会が作成した「いじめ問題対応マニュアル」や「いじめ問題対応ハンドブック」などを活用し、年2回（6月、12月）校内研修を行う。

(7) 取組内容の点検・評価

いじめの防止等について、具体的な取組状況や達成状況を、学校評価等を利用して確認するとともに、いじめ対策会議を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断と報告

法第28条に規定する次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した際は、国立教育政策研究所が示している重大事態対応フロー図をもとに、適切な対処を直ちに行う。

- いじめにより、本校に在籍する児童等の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより、本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、重大事態の判断については、国の「基本方針」に示された次の事項等に留意する。

◆「生命、心身、財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

◆「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合は、適切な対処を直ちに行う。また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

重大事態が発生したと判断した場合は、国の「基本方針」に示された内容等に留意して、次のア～オの対処を行う。

ア 海南市教育委員会（以下、「市教育委員会」という。）に直ちに報告する。

- イ 市教育委員会の判断に基づき、学校が主体となって調査を行う場合、いじめ対策会議が中心となって、事実内容を明確にするための調査に当たり、その結果を市教育委員会に報告する。
- ウ 市教育委員会の判断に基づき、学校の設置者(ここでは市教育委員会)が主体となって調査を行う場合、いじめ対策会議は、事実内容を明確にするための調査に積極的な協力を行う。
- エ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- オ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童とその保護者に提供する。